

## 愛知県青少年保護育成条例の一部改正の骨子案

### 1 青少年に対する「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」の新設

現行	規定なし	
改正内容	規制	<p><b>「何人も、青少年(18歳未満)に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めてはならない」という規定を新設する。</b></p> <p>※ 本条は、不当な手段を用いた要求行為のみを禁止しているものではなく、恋愛関係にある場合や冗談等であっても、児童ポルノ等のやり取りにより、インターネット上への画像の流出やリベンジポルノに繋がり、青少年を将来に渡って苦しめる要因となる危険性が否定できないことから、青少年に対して児童ポルノ等の自画撮り要求する行為は、いかなる態様であっても禁止するものである。</p> <p>ただし、罰則については、不当な手段を用いた要求行為によるもの以外は適用しない。</p>
	罰則	<p><b>○青少年に対し不当な手段を用いた要求行為があった場合に罰則を科す。</b></p> <p>※不当な手段の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拒まれたにもかかわらず</li> <li>・威迫</li> <li>・欺き</li> <li>・困惑</li> <li>・対償を供与、供与の申込み、供与の約束</li> </ul> <p>○当該青少年の年齢を知らないことに過失がない時を除き、知らないことを理由として処罰を免れることができないこととする。</p>
理由	<p>自画撮り被害に遭う青少年の被害者数が高い水準となっている現状に対し、令和5年に刑法が一部改正され「16歳未満の者に対する映像送信要求罪」が設けられたが、16歳、17歳が保護対象外とされたため、本規定を新設し青少年（18歳未満）を保護する。</p>	

	0歳	16歳未満	16歳	16歳、17歳	18歳
自画撮り画像の要求行為	16歳未満の者に対する映像送信要求罪（刑法182条3項）		<b>児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（38都道府県で規定）</b>		

### 2 施行時期

公布から施行までに3か月程度の周知期間を設ける。